

住民情報連携基盤システム機器リプレース完了に伴う ソフトウェア賃貸借契約の解除及び損害賠償について

2015年度に導入した「住民情報連携基盤システム機器」リプレース完了及び「ソフトウェア賃貸借契約」の解除について、以下のとおり報告する。

1 住民情報連携基盤システム機器のリプレース完了について

マイナンバー制度における情報連携及び住民情報系システム向けの情報連携を行うため、2017年7月に住民情報連携基盤システムを稼働した。このシステム機器については、システムの開発を開始した2015年10月1日から5年間の賃貸借契約を締結し、2020年9月30日に契約期間が満了した後は再リース等により運用を行ってきたが、保守部品の供給期間が終了することなどを踏まえ、2021年度中にリプレースを行うこととしていた。

そしてこのたび、2022年1月4日にリプレースが完了し、新たなシステム機器（ソフトウェアも更新）による運用を開始したところである。

2 ソフトウェア賃貸借契約の解除について

当初の住民情報連携基盤システムの導入計画時において、システム機器の賃貸借契約についてはシステム開発を開始した2015年10月1日から2020年9月30日までの5年間としたが、ソフトウェアの賃貸借契約は実際に業務が開始する2017年7月1日から2022年6月30日までの5年間とした。システム機器については、上記1のとおりリプレースを行ったが、新たなシステム機器のOSは従来の「Windows Server 2012R2」から「Windows Server 2016」に変更となり、現行のソフトウェアはこの新たなOSに対応することができないため、最新のソフトウェアに切り替えた。

以上のことから、現行システム機器に搭載しているソフトウェアについては、同システム機器の再リース期間が終了する2022年3月31日に、契約期間を3か月残した形で賃貸借契約を解除する。

なお、本計画導入時において、「Windows Server 2012R2」のサポート期限及び「Windows Server 2016」に関するメーカー側の発表はなかった。

3 契約解除に伴う損害賠償について

ソフトウェア賃貸借契約を解除することにより、契約の相手方から、契約の残存期間分に係る賃借料相当の損害賠償を要求されることが想定される。